

意見書

周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年10月12日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年11月14日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 変更案の内容

(1) 変更内容

地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴い、空くこととなる周波数帯の用途を明確化するため、規定の変更を行うこと。

(2) 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の変更案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、地上アナログテレビジョン放送のデジタル化完了に伴う周波数の分配を明確化するため、周波数割当計画を変更しようとするものである。

我が国の無線局数は、平成18年1月末時点で1億局を超え、様々な形態で電波システムの利用拡大が進んでいる。

総務省では、「電波政策ビジョン」(平成15年7月30日情報通信審議会答申)に基づき、周波数割当て及び電波利用料制度の抜本的な見直し、電波開放のための新たな制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開している。

このうち、周波数割当ての見直しについては、平成23年の地上テレビジョン放送のデジタル化完了によりVHF/UHF帯に空き周波数帯が生じることから、有効利用につながる電波の再配分を実施することが必要であり、情報通信審議会において技術的観点での審議を行い、平成19年6月27日「VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件」の答申を受けた。

本答申を行政機関として法令等に反映すべく、今般、地上テレビジョン放送のデジタ

ル化完了後の周波数帯の使用用途を明確化するため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

主な変更の概要は、90-108MHz においては、平成 23 年 7 月 25 日以降は、テレビジョン放送以外の放送に分配することとしたい。この場合において、周波数割当計画の内容には、変更はない。

170-205MHz においては、平成 23 年 7 月 25 日以降は、移動（公共業務用、一般業務用）に、205-222MHz においては、平成 23 年 7 月 25 日以降は、テレビジョン放送以外の放送に、710-730MHz においては、平成 24 年 7 月 25 日以降は、陸上移動（電気通信業務用、公共業務用、一般業務用（10MHz 幅を高度道路交通システム用とする。)) に、730-770MHz においては、平成 24 年 7 月 25 日以降は、陸上移動（電気通信業務用）に分配することとしたい。

3 利害関係者の陳述等

本件変更案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ	賛 成	
トヨタ自動車株式会社	賛 成	
メディアフロージャパン企画株式会社	賛 成	要望あり

第3 理由

本件は、地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴い、空くこととなる周波数帯の用途を明確化するため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

我が国における無線局数は、平成 18 年 1 月末時点で 1 億局を超えており、携帯電話、無線 LAN、電子タグ等様々な形態で電波システムの利用拡大が進んでいる。周波数割当の見直しについては、平成 23 年の地上テレビジョン放送のデジタル化完了により VHF/UHF 帯に空き周波数帯が生じることから、有効利用につながる電波の再配分を実施することが必要であり、本年 6 月、情報通信審議会より「VHF/UHF 帯における電波の有効利用のための技術的条件」が答申された。

今回の周波数割当計画の一部変更は、この答申を受け、VHF/UHF 帯で地上テレビジョン放送に使用している周波数の割当計画の一部を変更しようとするものであり、変更の必要性は認められる。

周波数割当計画の変更案では、次の追加等を行っている。

90-108MHz：テレビジョン放送以外の放送（平成 23 年 7 月 25 日以降、変更なし）

170-205MHz：移動（公共業務用、一般業務用）（平成 23 年 7 月 25 日以降）

205-222MHz：テレビジョン放送以外の放送（平成 23 年 7 月 25 日以降）

710-730MHz：陸上移動（電気通信業務用、公共業務用、一般業務用（10MHz 幅を高度道路交通システム用とする。))（平成 24 年 7 月 25 日以降）

730-770MHz：陸上移動（電気通信業務用）（平成24年7月25日以降）

これらは、情報通信審議会の答申に基づき、地上テレビジョン放送のデジタル化完了に伴って空くこととなる周波数帯の用途を明確化するものであり、適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、周波数割当計画の柔軟な見直しに関する要望については、総務省から、引き続き電波の利用状況等を踏まえ適宜適切に対処していく旨の回答があり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る周波数割当計画の変更案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ メディアフロージャパン企画株式会社</p> <p>今後とも、当該周波数帯における電波利用状況調査等に基づき、周波数割当計画の柔軟な見直しをされることを要望する。</p>	<p>ご要望があった「周波数割当計画の柔軟な見直し」については、これからも引き続き電波の利用状況等を踏まえ、適宜適切に対処して参ることとする。</p>